

手続の概要

【海上交通安全法】

船舶交通がふくそうする海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的。

<第22条>

- ①**巨大船等の航行に関する通報** : 巨大船（長さ200m以上）等は、航路（全11航路）を航行しようとするときは、海上保安庁長官に対し、あらかじめ通報しなければならない。

【港則法】

港内における船舶交通の安全及び港内における整とんを図ることを目的。

<第38条第2項>

- ②**事前通報（管制水路）** : 一定以上の大きさ（総トン数又は長さ）の船舶は、一部の特定港内の管制水路を航行しようとするときは、あらかじめ港長に通報しなければならない。

<第4条>

- ③**入出港の届出（特定港）** : 船舶は、特定港に入港したとき又は出港しようとするときは、港長に届け出なければならない。

<第5条第5項>

- ④**けい留施設の供用の届出（特定港）** : 一定以上の大きさ（総トン数）の船舶が特定港においてけい留しようとするときは、当該けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。

<第22条第1項>

- ⑤**危険物の積込等の許可（特定港）** : 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をしようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

※**管制水路**とは、港の水路のうち、管制信号により船舶航行の管制を行っているものであり、その一部である25水路について、船舶の混雑度や地形等を勘案し、事前通報を課している。

※**港長**とは、各港に設置され、海上保安部署長が当たっている。

※**特定港**とは、喫水が深い船舶が出入できる港又は外国船が常時出入する港であり、全国に87港（京浜港・阪神港・関門港等）。

手続の流れ

① 巨大船等の航行に関する通報

<申請者>

- ・ 船舶
(主に船長・船舶代理店が申請)

② 事前通報

<申請者>

- ・ 船舶
(主に船長・船舶代理店が申請)

③ 入出港届 (特定港)

<申請者>

- ・ 船舶
(主に船長・船舶代理店が申請)

④ けい留施設の供用の届出 (特定港)

<申請者>

- ・ 係留施設の管理者

⑤ 危険物の積込等の許可 (特定港)

<申請者>

- ・ 船舶
(主に船長・船舶代理店が申請)

海上保安庁長官 (海上交通センター所長) 又は港長 (海上保安部署)

受理

管制計画等の作成

通報

VHF無線、電話、メール、NACCS、FAX、書面

指示

(航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備等必要に応じて実施)

港長 (海上保安部署)

受理

(窓口申請の場合、窓口にて受理)

届出の提出

NACCS、書面

受付

(窓口申請の場合、窓口にて受付)

申請

NACCS、書面

許可通知

NACCS、書面

審査

審査終了

※ NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)
 ・ 輸出入・港湾関連情報処理システム
 ・ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用する港湾・海事関連のオンライン手続システム